

## 第 15 回 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会総会

日時 令和7年2月 22 日(土)15:00～16:30

会場 沖縄県教職員共済会館「八汐荘」

— 議案書 —

## 目次

1. 第1号議案	令和5年度活動報告	3
2. 第2号議案	2023年度収支決算報告	11
3. 第3号議案	令和6年度事業計画(案)	14
4. 第4号議案	2024年度収支予算(案)	16
5. 第5号議案	役員選挙結果	18
6. 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会	規約	20
7. 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会	運営要綱	25
8. 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会	メーリングリスト評決細則	26
9. サンゴ礁保全推進協議会	寄付金等細則	27

## 沖縄県サンゴ礁保全協議会 会員 情報

(2025年1月現在)

個人会員 64名

団体会員 75名合

計 139

## 第1号議案 令和5年度活動報告

令和5年度は下記の内容について活動を実施した。

- (1) 理事会及び総会の開催、交流会の実施
- (2) ジュニアサンゴレンジャー事業
- (3) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金 サンゴ養殖移植助成事業
- (4) サンゴ礁ウィークの実施
- (5) 後援、共催、協賛
- (6) ホームページの維持管理
- (7) 各委員会からの活動報告

### (1) 理事会及び総会の開催

第33回理事会 (令和5年6月13日(火) 沖縄県庁11階第一会議室)

第14回総会、交流会 (令和5年7月29日(土) 浦添市産業支援センター・結の街)

第34回理事会 (令和6年3月29日(金) 県庁9階第4会議室 (web会議併用))

資料や議事録は協議会のホームページをご覧ください。

<https://ocrcc.sakura.ne.jp/index.html>

### (2) ジュニアサンゴレンジャー事業

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、「こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習の支援を行うとともに、指導者等のスキルアップをめざすこと」を目的として、平成29年度から助成事業を実施しており、昨年度までに延べ23団体が本事業の支援を受け活動を実施した。令和5年度は下記10団体を採択し、すべての活動が実施された(図1、図2、表1参照)。

令和5年度採択団体：

サンゴ守りんちゅ

NPO法人にじのはしファンド

一般社団法人Field.miruku

じゅごんの里

一般社団法人地球となかよし(ハイサイクリーン隊)

ネイチャーキッズ

玉川学園サンゴ研究部

狩俣子ども会

NPO法人久米島ホテルの会

久高子ども会



図1 水族館学習



図2 釣り採集によるサンゴ礁魚類の観察

表1 令和5年度ジュニアサンゴレンジャー事業 選定された事業の概要

番号	団体名	事業名	支援額 (円)	事業の概要
2023_01	サンゴ守りん ちゅ	サンゴクイズとサンゴ検定に挑戦!ガラスボートにも乗ってみよう!	50,000	当団体のこどもたちが作成したサンゴクイズや検定にチャレンジすることで、沖縄のサンゴに興味・愛着をもってもらうこと、守っていききたいと思う人が増えていくことを目標とした。同時に以下も実施。 ○実際にガラスボートで本物のサンゴをみる○南城市のエコな公共交通機関Nバスで移動し、身近にパーク&ライドを体験し、それが環境を守ることにもつながることを知る。○化石燃料や温暖化、タイヤかすが海洋環境に及ぼすかもしれない影響を知る機会とする。
2023_02	NPO 法人に じのはしファン ド	美ら海水族館を通してサンゴを学ぶ	50,000	美ら海水族館を専門家と一緒に回りながらサンゴについて学んだ。水族館では多くの魚や生物を見ることができ、また、一部の生物に触れ合うこともできた。それらの生物とサンゴの関係を説明してもらい、子ども達は知的好奇心を満たした。
2023_03	一般社団法人 Field.miruku	やんばるの自然、海に生存する生き物を調査し生態系を学ぶ	48,772	事業所に通所する子供たちがやんばるの豊かな自然の1つである海を通して、環境や生き物について学ぶことで、子供たちの充実感や達成感を伸ばし意欲向上に努める。今回は本部町備瀬海岸で、海の活動や生き物に詳しい講師の方を招いて昼間の海の観察会を行った。

2023_04	じゅごんの里	大浦湾のサンゴ見学とお話し会	20,910	サンゴとサンゴ礁に棲む生き物たちについて生物多様性に富む大浦湾でグラスボートに乗ってアオサンゴや生き物を観察し、大浦湾をよく知る専門家からサンゴとサンゴ礁に棲む生き物たちの話を聞いた。
2023_05	一般社団法人地球となかよし(ハイサイクリーン隊)	目指せ!地球となかよしジュニアサンゴレンジャー!!	24,808	野外活動と座学を組み合わせ、専門家によるわかりやすい説明と楽しい学びの機会を提供した。 1回目：ビーチコーミングから美ら海に暮らす珊瑚やその大切さを学ぶ 2回目：磯を歩きながら生きている珊瑚を見て美ら海に暮らす珊瑚やその大切さを学ぶ 子どもたちにとって海洋保全に対する意識を高め、持続可能な環境への責任感を育む貴重な経験となった。また、家族や地域社会に対する啓発活動の担い手としての役割も期待されている。
2023_06	ネイチャーキッズ	海の自然教室～タイドプールで海の生き物を知ろう!!～	45,424	今回2回にわけてイベントを実施。 1回目：美ら海水族館にて観察会。海の生き物やサンゴに詳しい講師の方に説明をしてもらいながら、美ら海水族館内を解説してもらい見て回り、その後好きな生き物を絵に描いて発表を行った。 2回目：糸満市のビーチにてビーチクリーンと生き物観察会。ビーチクリーンを実施後、浅瀬に生息している生き物を見つけ専門の講師から教えてもらいながら学ぶというスタイルの自然教室を実施。その後、タッチプールを用いてじっくり観察する時間をもうけた。
2023_07	玉川学園サンゴ研究部	中学生でもできるサンゴ礁生態系モニタリングプロジェクト	49,500	沖縄県伊江島の7地点で採水を行い、環境DNAをろ過。ろ過した環境DNAの抽出・増幅を行い、生物技研株式会社に分析を依頼。分析結果のデータの解析を名桜大学の水山先生に依頼し、また学生を対象に環境DNA分析の統計解析に関する講義を実施してもらった。

2023_08	狩俣子ども会	サンゴ礁の生きもの観察会	50,000	狩俣地区のターナビダ海岸においてサンゴを学ぶアクティビティと観察会を行い、自分たちで生き物を見つけることでサンゴ礁の豊かさを感じてもらった。
2023_09	NPO 法人久米島ホテルの会	ホテルとサンゴの島づくりプロジェクト	50,000	2月下旬、久米島ホテル館で生きものについてのレクチャーを実施し、ホテルの生息する川環境の改善対策として、上流の畑から流れ出し川に堆積した赤土を回収した後、車で30分ほど移動した先の久米島漁港で、サンゴのレクチャーを受け、サンゴの植え付け体験を行った。地元のホタレレンジャーに加え、東京在住の小学校6年生と4年生の親子、福井県の小学4年生の親子、大阪摂南大学の学生が、サンゴレンジャーとして参加してくれた。
2023_10	久高子ども会	イノーとサンゴを知ろう～海の観察会。	50,000	イシキ浜での夜の海の観察会と昼の釣り採集によるサンゴ礁の魚の観察を行った。久高島の海の生物について知り、沖縄県の中でも自然が残されている島を、他の人にも伝えていく活動のきっかけになった。

### (3) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金 サンゴ養殖移植助成事業

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会とアラムコ・アジア・ジャパン株式会社は、共同で「サンゴの養殖、植付を行う団体」への助成事業を実施しており、令和4年度～令和6年度までの事業を行う2団体を採択している。

令和5年度年度採択団体：①久米島漁業協同組合

②(一財)沖縄観光コンベンションビューロー

ザ・テラスホテルズ株式会社

令和5年度 サウジアラムコ サンゴ養殖移植助成事業

選定された事業の概要

番号	団体名	採択額 (円)	R5実績額 (円)	事業の概要
2022_01	久米島漁業協同組合	11,736,144	2,861,638	荒廃が進む久米島海域のサンゴ礁を再生させるため、幼生供給基地としてのサンゴ養殖を実施するとともに、周辺海域へ移植するサンゴ種苗を生産する。また、児童生徒に対するサンゴ苗付け体験などの環境教育を行う。
2022_02	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー ザ・テラスホテルズ株式会社	5,216,334	783,932	荒廃が進む沖縄本島北部ブセナ岬周辺のサンゴ礁を再生させるため、サンゴ種苗の中間育成、植付けを実施し、生物多様性を向上させるとともに観光資源として利用する。また、普及啓発、広報活動により自然と人間、地域住民と観光客の持続可能な共存を目指す。

#### (4) サンゴ礁ウィーク 2024 の実施

今回で第 10 回目、対面イベントとしては 2020 年以来の再開となる「サンゴ礁ウィーク 2024」を 2024 年 2 月 23 日（金、祝）～3 月 17 日（日）の日程で実施した。初日となる 2 月 23 日（金、祝）にはキックオフイベントとして「サンゴのゲンバ - 研究×保全×教育普及 -」と題する交流イベントを開催した。期間中はシンポジウムやトークイベント、サンゴ礁の観察会や工作体験などの体験型イベントなど、計 19 団体によるイベントが沖縄県内外で予定され、うち 18 団体のイベントが実施された（図 3、図 4、表 2 参照）。



図 1 研究者による研究紹介・普及啓発



図 2 ぬりえコンテスト

表 2 実施された事業の概要

主催事業者名・団体名	イベント名称	開催日
紅型雑貨 虹亀商店	紅型染めで珊瑚礁の海を染めよう！	3月3日（日）
沖縄ダイビングサービス Lagoon	目に見えない世界をのぞいてみよう。	3月9日（土）
neco ツーリズム	サンゴの海をとりもどそう！	3月3日（日）
Link	テクスチャーアート体験 サンゴ礁ウィーク特別イベント	3月2日（土）
首里琉染	サンゴ染め体験	3月2日（土） 3月3日（日）
NPO 法人 海の自然史研究所	サンゴゲームとスポンジ塗り絵でサンゴ礁を楽しもう	3月9日（土）
NPO 法人宮古島海の環境ネットワーク	サンゴを知ろう！とビーチクリーン	3月9日（土）
キュリオス沖縄	ビーチで宝探し！？海岸の漂着物展	2月25日（日）
（一社）日本サンゴ礁学会 教育・普及啓発委員会	サンゴ礁研究最前線	3月2日（土）
恩納村博物館	令和 5 年度恩納村博物館企画展「恩納村のサンゴ保全活動」	3月1日（金）～ 3月31日（日）

久米島町サンゴ礁保全再生活動地域協議会	サンゴ保全 こんな活動やっています！	3月5日(火)～ 3月17日(日)
特定非営利活動法人石西礁湖サンゴ礁基金	畑と海をつなぐサンゴのまつり 2024	3月10日(日)
石垣島ていだダイビングサービス/コーラル・ネットワーク	リーフチェック石垣島フサキ沖	2月23日(金)～ 2月24日(土)
ブックパーラー 砂辺書架	ブックウィーク「うみって何だろう？」	3月3日(日)～ 3月16日(土)
恩納村役場企画課	恩納村 save the coral プロジェクト	3月5日(火)
日本自然保護協会、じゅごんの里	嘉陽海草同定実習	2月25日(日)
東急ステイ沖縄那覇	海洋ごみの展示会&サンゴのぬりえコンテスト	展示： ～3月10日 (日) ぬりえコンテスト： 2月23日(金)～ 3月10日(日)
沖縄県	沖縄県の人為的なサンゴ群集再生の今ーさんごの海フェスタ人為再生特別編 2024ー	3月2日(土)

県民等へのサンゴ礁ウィークの浸透を図るため、ポスター、チラシ(図5、6参照)を作成し、県内の関係機関(共催や後援団体、協賛企業、学校機関、報道機関等)に配布した。また、イベント参加団体の協力も得ながら、ホームページ、Facebook ページ、メーリングリスト等を通じて広報を行った。

その他、以下のとおり広く県民等に周知を図った。

- ゆいレールにおける車内広告
- 新聞広告掲載をはじめとした、(株)沖縄タイムス社と連携した広報
- 奄美市役所のデジタルサイネージへの掲出
- 雑誌への掲載



図5 チラシ（表・裏）



図6 ポスター

(5) 後援、共催、協賛

R5年度の後援、共催、協賛はありません。

(6) ホームページの維持管理

サンゴ礁保全に関するイベント情報等を更新した。

(7) 各委員会からの活動報告

○サンゴ礁ウィーク 2024 実行委員会

以下のとおり実行委員会を開催した。

実行委員：しかたに自然案内（鹿谷、委員長）、鹿熊 信一郎、案納 昭則、コーラルクエスト（岡地）、八重山サンゴ礁保全協議会（吉田）、WWF ジャパン（佐々木）、エコツーリズム・環境教育ふくみみ（大堀）、沖縄リーフチェック研究会（安部）、小菅 陽子

日付：2023 年 10 月 26 日(木) ※なお第一回以降は、専用メーリングリスト上にて随時議題を共有し議論・議決をおこなった。

内容：実施要領等の作成、広報先等調整、イベント会場調整など

【サンゴ礁ウィーク 2024 の総括】

第 10 回目となるサンゴ礁ウィーク 2024 では、シンポジウムや観察会、ビーチクリーンや工作体験などの体験型イベントなど、計 18 団体によるイベントが実施された。また今回、協議会主催のキックオフイベントとして「サンゴのゲンバ - 研究×保全×教育普及 -」と題する交流イベントを開催した。当日は慶良間諸島国立公園指定 10 周年記念講話、およびジュニアサンゴレンジャーの活動報告、サンゴ礁の研究・保全・教育普及を行う方々と当日参加の一般市民を交えて意見交換を行うワークショップを実施し、サンゴ礁保全に関わる方々や関心のある一般市民との情報交換と交流の場を作り、沖縄のサンゴ礁保全の推進に寄与することを目指した。

## 第2号議案 令和5年度収支決算報告

令和5(2023)年4月1日～令和6(2024)年3月31日までの決算は下記のとおりでした。

# 2023年度収支決算報告書

歳入

項目	2023年度予算	2023年度決算	備考
<b>寄付金収入合計</b>	<b>120,000</b>	<b>224,000</b>	
セブンイレブン他	(100,000)	(201,000)	寄付金内訳
沖環科	(20,000)	(23,000)	寄付金内訳
<b>アラムコ寄付</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>助成金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>受取利息合計</b>	<b>350</b>	<b>338</b>	
一般会計	(40)	(43)	受取利息内訳
サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(200)	(212)	受取利息内訳
アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(10)	(12)	受取利息内訳
アラムコ養殖移植事業基金	(100)	(71)	受取利息内訳
<b>前期繰越金合計</b>	<b>39,011,426</b>	<b>39,011,426</b>	
一般会計	(4,985,360)	(5,985,360)	
サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(25,073,455)	(22,073,455)	
アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(1,482,231)	(3,482,231)	
アラムコ養殖移植事業基金	(7,470,380)	(7,470,380)	
<b>アラムコ基金外貨口座</b>	<b>\$22.01</b>	<b>\$22.01</b>	
<b>合計</b>	<b>39,131,776</b>	<b>39,235,764</b>	
	<b>\$22.01</b>	<b>\$22.01</b>	

歳出

項目	2023年度予算	2023年度決算	備考
<b>アラムコ助成事業(基金)</b>	<b>5,960,000</b>	<b>53,916</b>	
助成金(2023)	(5,000,000)		
助成金戻り(2022)	-		
助成金(2023未払金)	-		
発表会会場費・広報費等	(200,000)		
発表旅費	(150,000)	(53,421)	
活動費(振込手数料など)	(10,000)	(495)	
審査会旅費等	(100,000)		
委託費	(500,000)		
<b>ジュニアサンゴレンジャー事業(基金)</b>	<b>2,260,000</b>	<b>2,130,098</b>	
ジュニアサンゴレンジャー支援	(500,000)	(439,414)	
JSR助成金(未払金)			
ジュニアサンゴレンジャー旅費	(500,000)	(207,364)	
活動費(振込手数料など)	(10,000)	(26,920)	
謝金	(50,000)		
委託費	(1,200,000)	(1,456,400)	
<b>アラムコ養殖移植事業(基金)</b>	<b>7,070,948</b>	<b>4,365,615</b>	
移植事業支援	(6,110,948)	(3,645,570)	
移植事業支援(未払金)			
移植事業旅費	(300,000)	(134,245)	
活動費(振込手数料など)	(10,000)	(2,800)	
謝金	(50,000)		
委託費	(600,000)	(583,000)	

<b>事業費(一般会計)</b>		<b>2,200,000</b>	<b>1,663,777</b>	
那覇空港写真展	賃借料	(50,000)		
予算小計(160,000)	雑費	(10,000)		
決算小計(0)	委託費	(100,000)		
サンゴ礁ウィーク	活動費	(1,200,000)	(1,073,090)	
	賃借料			
	旅費	(200,000)	(36,407)	
	謝金			
	通信費	(50,000)		
	雑費	(10,000)	(5,380)	
	委託費	(500,000)	(548,900)	
	印刷製本	(80,000)		
支援金戻り				
<b>管理費(一般会計)</b>		<b>2,404,000</b>	<b>382,218</b>	
NPO法人化	旅費	(100,000)		
	謝金	(100,000)		
	雑費	(10,000)		
	委託費	(500,000)		
理事会	賃借料	(10,000)		
	旅費	(300,000)	(84,780)	
	雑費	(5,000)	(1,300)	
総会	活動費	(20,000)		
	賃借料	(20,000)	(28,300)	
	旅費			
	通信費	(50,000)		
交流会	雑費		(55)	
	活動費	(50,000)		
	賃借料	(10,000)		
	旅費	(100,000)		
委員会	雑費	(10,000)		
	旅費	(100,000)		
選挙	通信費			
	印刷製本			
	旅費			
	謝金			
一般事務	通信費			
	雑費	(2,000)	(380)	
	賃借料	(7,000)	(5,238)	サーバー、ドメイン
	旅費	(5,000)	(12,000)	
	消耗品費			
その他(支出)	委託費	(1,000,000)		webサイト作成
	活動費	(5,000)		
	旅費			
	賃借料			
	雑費		(165)	
	通信費			
印刷製本	印刷製本			
	委託費		(250,000)	
<b>次期繰越金</b>		<b>19,236,828</b>	<b>30,640,140</b>	
一般会計		(501,400)	(4,163,408)	次期繰越金内訳
サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金		(19,113,655)	(22,019,751)	次期繰越金内訳
アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金		-(777,759)	(1,352,145)	次期繰越金内訳
アラムコ養殖移植事業支援基金		(399,532)	(3,104,836)	次期繰越金内訳
<b>アラムコ基金外貨口座</b>		<b>\$22.01</b>	<b>\$22.01</b>	
<b>合計</b>		<b>39,131,776</b>	<b>39,235,764</b>	
		<b>\$22.01</b>	<b>\$22.01</b>	

# 財 産 目 録

2024年3月31日現在  
(資 産 の 部)

I 流動資産

1 現金及び預金

	1 現 金		98,578	98,578 円
	2 預 金			
	(1) 普通預金	一般会計口座	4,064,830	
	(2) 普通預金	アラムコ口座	22,019,751	
	(3) 普通預金	JSR口座	1,352,145	
	(4) 普通預金	アラムコ移植口座	3,104,836	
	(5) 普通預金	アラムコ口座	22.01	ドル
		小計	30,541,562	円
			22.01	ドル

資産の部合計 30,640,140 円  
22.01 ドル

(負 債 の 部)

I 流動負債

1. アラムコ助成金未払 0

負債の部合計 0 円

(正味資産の部)

正味資産 30,640,140 円  
22.01 ドル

### 第3号議案 令和6年度事業計画(案)

令和6年4月1日～令和7年3月31日までの活動(案)を下記のとおり提案する。

- (1) 理事会、総会及び交流会の実施
- (2) 法人化の検討
- (3) サンゴ礁ウィーク 2025
- (4) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業
- (5) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金 サンゴ養殖移植事業
- (6) ジュニアサンゴレンジャー事業
- (7) ホームページの維持管理
- (8) その他活動に必要な事項

事項表：令和6年度事業計画

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 2024年度事業計画

事業計画	2024年										2025年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
理事会・総会・交流会											2月中 第35回理事会 2月中 第15回総会、第36回理事会				
役員選挙2024	選挙公示 立候補・推薦受付 投票期間 開票										新役員調整				
サンゴ礁ウィーク2025 (事務委託:キュリオス沖縄)	サンゴ礁ウィーク2024 とりまとめ						準備期間 SW実行委員会設置 企画決定 イベント公募 会場手配等				3/1-3/16 サンゴ礁ウィーク2025 とりまとめ				
サウジアラムコ サンゴ養殖移植助成事業 (事務委託:海の自然史研究所)	4/7 活動報告 4月上旬 会計報告・2023年分支払い		7/7 活動報告			10/7 活動報告				1/7 活動報告			活動報告 4/7 会計報告 4月上旬		
サウジアラムコ助成事業 (事務委託:沖縄県環境科学センター)	5月中旬 公募	6月中旬 公募締切り	7月中旬 助成先選定審査	7月下旬 助成先の決定・事業開始			事業実施						実績報告提出 2~3月 実績額確定 助成金支払い 3~4月		
ジュニアサンゴレンジャー事業 (事務委託:キュリオス沖縄)	5月上旬 公募	5月下旬 公募締切	6月中旬 助成先選定審査	6月下旬 助成先の決定・事業開始			事業実施						実績報告提出 3~4月 実績額確定 助成金支払い 4~5月		
サンゴ礁イメージ展 (実施未定)	実施未定								予算・実施体制に 応じて検討						
那覇空港写真展	実施未定								予算・実施体制に 応じて検討						
ホームページの維持管理	サーバー移転・維持管理								HPリニューアル						
後援、共催、協賛	随 時														
出版事業	※出版事業の実施については、予算の状況に応じて検討する														
その他活動に必要な事項 ・広報資料等の作成	随 時														

※事業計画については、変更になる場合がある。

#### 第4号議案 令和6年度収支予算(案)

令和6年4月1日～令和7年3月31日までの予算(案)は下記のとおり提案します。

### 2024年度収支予算(案)

歳入

項目	前年度決算	今年度予算	備考
<b>寄付金収入合計</b>	<b>224,000</b>	<b>120,000</b>	
その他	(201,000)	(100,000)	
沖環科	(23,000)	(20,000)	
<b>アラムコ寄付</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>助成金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>受取利息合計</b>	<b>338</b>	<b>35</b>	
一般会計	(43)	(10)	受取利息内訳
サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(212)	(10)	受取利息内訳
アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(12)	(5)	受取利息内訳
アラムコ養殖移植事業基金	(71)	(10)	受取利息内訳
<b>前期繰越金合計</b>	<b>39,011,426</b>	<b>30,640,140</b>	
一般会計	(5,985,360)	(4,163,408)	前期繰越金内訳
サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(22,073,455)	(22,019,751)	
アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(3,482,231)	(1,352,145)	
アラムコ養殖移植事業基金	(7,470,380)	(3,104,836)	
<b>アラムコ基金外貨口座</b>	<b>\$22.01</b>	<b>\$22.01</b>	
<b>合計</b>	<b>39,235,764</b>	<b>30,760,175</b>	
	<b>\$22.01</b>	<b>\$22.01</b>	

歳出

項目	前年度決算	今年度予算	備考
<b>アラムコ助成事業(基金)</b>	<b>53,916</b>	<b>7,960,000</b>	サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金
助成金(2024)		(7,000,000)	
助成金戻り(2023)		-	
助成金(2023未払金)		-	
発表会会場費・広報費等		(200,000)	
発表旅費	(53,421)	(150,000)	
活動費(振込手数料など)	(495)	(10,000)	
審査会旅費等		(100,000)	
委託費		(500,000)	沖環科
<b>ジュニアサンゴレンジャー事業(基金)</b>	<b>2,130,098</b>	<b>3,610,000</b>	アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金
ジュニアサンゴレンジャー支援	(439,414)	(1,000,000)	
JSR助成金(未払金)			
ジュニアサンゴレンジャー旅費	(207,364)	(500,000)	
活動費(振込手数料など)	(26,920)	(10,000)	
謝金		(300,000)	
委託費	(1,456,400)	(1,800,000)	キュリオス
<b>アラムコ養殖移植事業(基金)</b>	<b>4,365,615</b>	<b>13,660,000</b>	Aramco Okinawa Coral Reef Conservation Fund
移植事業支援	(3,645,570)	(9,000,000)	
移植事業支援(未払金)			
成果報告会		(3,000,000)	
移植事業旅費	(134,245)	(400,000)	
活動費(振込手数料など)	(2,800)	(10,000)	
謝金		(50,000)	
委託費	(583,000)	(1,200,000)	海研

<b>事業費(一般会計)</b>		<b>1,663,777</b>	<b>2,640,000</b>	
サンゴ礁ウィーク 小計(2,640,000)	活動費	(1,073,090)	(1,200,000)	
	賃借料			
	旅費	(36,407)	(200,000)	
	謝金			
	通信費		(50,000)	
	雑費	(5,380)	(10,000)	
	委託費	(548,900)	(1,100,000)	キュリオス
	印刷製本 支援金戻り		(80,000)	
<b>管理費(一般会計)</b>		<b>382,218</b>	<b>1,626,000</b>	
NPO法人化 小計(710,000)	旅費		(100,000)	
	謝金		(100,000)	
	雑費		(10,000)	
	委託費		(500,000)	
理事会 小計(315,000)	賃借料		(10,000)	
	旅費	(84,780)	(300,000)	
	雑費	(1,300)	(5,000)	
総会 小計(190,000)	活動費		(20,000)	
	賃借料	(28,300)	(20,000)	
	旅費		(100,000)	
	通信費		(50,000)	
	雑費	(55)		
交流会 小計(170,000)	活動費		(50,000)	
	賃借料		(10,000)	
	旅費		(100,000)	
	雑費		(10,000)	
委員会 小計(100,000)	旅費		(100,000)	
	通信費			
選挙 小計(122,000)	印刷製本		(30,000)	
	旅費		(2,000)	
	謝金		(10,000)	
	通信費		(80,000)	
一般事務 小計(1,014,000)	雑費	(380)	(2,000)	
	賃借料	(5,238)	(7,000)	サーバー、ドメイン
	旅費	(12,000)	(5,000)	
	消耗品費			
	委託費		-	webサイト作成
	活動費		(5,000)	
その他(支出) 小計(5,000)	旅費			
	賃借料			
	雑費	(165)		
	通信費			
	印刷製本			
	委託費	(250,000)		
<b>次期繰越金</b>		<b>30,640,140</b>	<b>1,264,175</b>	
一般会計		(4,163,408)	(17,418)	
サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金		(22,019,751)	(14,059,761)	移植事業へ700万円
アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金		(1,352,145)	-(2,257,850)	
アラムコ養殖移植事業支援基金		(3,104,836)	-(10,555,154)	
<b>アラムコ基金外貨口座</b>		<b>\$22.01</b>	<b>\$22.01</b>	
<b>合計</b>		<b>39,235,764</b>	<b>30,760,175</b>	
		<b>\$22.01</b>	<b>\$22.01</b>	

## 第5号議案 役員選挙結果

令和6年度沖縄県サンゴ礁保全推進協議会役員選挙の結果について

・規約第13条により、現役員の任期が令和6年度の総会の日までとなっており、次期役員を選出するため、令和6年4月8日（月）～5月15日（水）の期間に、役員選挙を実施しました。（令和6年4月8日公示 4月26日～5月15日投票）

- ・選挙管理委員会委員長 安納 昭則 委員 県自然保護課、山川運営委員
- ・規約により、役員選挙では、会長1名、理事18名が互選により選出されました。
- ・理事については、得票数の多かった被選挙人から順に理事就任の意向を確認し、以下の16名が選出されました。
- ・会長・副会長・監査役について指名された場合に就任の意向を確認し選出されています。

【会長】規約第12条により、互選による選出

- ・鹿熊 信一郎

【副会長】規約第12条により会長が指名

- ・八重山サンゴ礁保全協議会

【理事】規約第12条により、互選による選出

（団体 10団体）

- ・沖縄県環境部自然保護課
- ・一般財団法人沖縄県環境科学センター
- ・沖縄県衛生環境研究所
- ・環境省沖縄奄美自然環境事務所
- ・WWF ジャパン（公益財団法人世界自然保護基金ジャパン）
- ・日本サンゴ礁学会
- ・有限会社コーラルクエスト
- ・しかたに自然案内
- ・エコツーリズム・環境教育ふくみみ
- ・リーフチェック研究会

（次項につづく）

(個人 6人)

- ・安部 真理子
- ・案納 昭則
- ・小菅 陽子
- ・藤田 喜久
- ・山野 博哉
- ・兼次 賢一

**【監査役】** 規約第12条により会長が指名

- ・中村崇 (琉球大学)
- ・田代豊 (名桜大学)

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約

### 第1章 総則

#### 【 設置 】

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立趣意書（別紙参照）に基づき協議会を設置する。

#### 【 名称 】

第2条 この協議会は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」と称する）という。協議会が正式に発足し、活動を推進する過程で所定の方法にて協議会の呼称を決定できるものとする。

#### 【 対象区域 】

第3条 協議会がサンゴ礁保全に取り組む対象区域は、沖縄県全域（沖縄県内の陸域と海域）及び奄美群島までとする。

### 第2章 目的及び活動

#### 【 目的 】

第4条 協議会は、対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うことを目的とする。

#### 【 活動 】

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を基本に行うものとする。

- (1) 海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進する活動。
- (2) 地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進する活動。サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援する活動。
- (3) 会員や地域などを対象に、サンゴ礁の保全に関する貢献等に対する表彰。その他本会の目的を達成するために必要な事業。

### 第3章 構成と会員

#### 【 入会 】

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を運営事務局に提出し、会員となる。

#### 【 権利の停止 】

第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。

協議会への参加の意思がないとは、総会開催の案内を送付後、総会参加の意思表示や委任状および議決権行使書の送付が2年間続けてない場合をいう。

#### 【 退会 】

第8条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

#### 【 除名 】

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき
- (2) 規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があったとき

#### 【 会員資格の喪失 】

第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 会員が属する団体若しくは法人の解散
- (4) 除名

### 第4章 役員等

#### 【 役員 】

第11条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監査役 2名

#### 【 役員の選任 】

第12条 役員は、以下の方法で選出する。

- (1) 会長は会員の中から互選により選出する。
- (2) 副会長は会員の中から会長が指名する。
- (3) 理事18名は会員の中から互選により選出する。
- (4) 会長が特に必要と認めるときは、会員の中から2名以内の理事を指名することができる。
- (5) 監査役は、理事会構成員以外の会員の中から会長が指名する。

#### 【 役員の任期 】

第13条 役員の任期は選出から2年後の総会までとする。但し、平成26年12月13日に選出される役員の任期については、平成28年度に開催される総会までとする。また、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、他の役員の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは職務を遂行する。

#### 【 役員の職務 】

第 14 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監査役は、協議会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

### 第 5 章 総会、理事会、委員会等

#### 【 総会 】

第 15 条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、事業年度開始後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認め、理事の 5 分の 3 以上から請求があったとき開催する。
- 4 総会は会長が招集し、総会の議長は、会員の中から選出する。

#### 【 総会の議決事項 】

第 16 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の制定または変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 役員の選任
- (5) 除名
- (6) 解散
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

#### 【 総会の議決方法 】

第 17 条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。

- 2 会員は総会において、各 1 票の議決権を有する。但し、前条第 5 号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。
- 5 総会の成立要件である会員の過半数以上とは、会員の総数から、第 7 条第 2 項で会員の権利を停止されている者を除いた会員の過半数とする。

#### 【 理事会 】

第 18 条 理事会は、必要に応じて開催し、会長、副会長、理事、事務局長により構成する。

- 2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。
- 3 理事会の議事は、出席者の 5 分の 3 以上により決する。

- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 理事会に出席できない構成員は、所定の様式により他の出席者へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。

#### 【 理事会の議決事項 】

第 19 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関すること。
- (3) 諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項

#### 【 委員会 】

第 20 条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。
- 3 委員会設置の議案は、会員より理事会に対して随時提出できる。

#### 【 委員会の運営等 】

第 21 条 委員長は理事の中から会長が任命するものとする。

- 2 委員会は会員の有志により構成される。
- 3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。
- 4 委員会の運営は当該委員会の細則による。

#### 【 委員会の解散 】

第 22 条 委員会は、当該委員会の議を経て理事会へ届け出た上、解散することができる。

- 2 委員会の解散に係わる規定は当該委員会による。

#### 【 公開 】

第 23 条 協議会の会議及び委員会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議及び委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び委員会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。

協議会の会議及び委員会の議事結果は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある項目を除き、要旨をとりまとめて議事要旨とし、議長の承認を経てホームページ等で公開する。

### 第 6 章 運営事務局

#### 【 運営事務局 】

第 24 条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を沖縄県環境部自然保護課に設置する。

- 2 事務局長は、協議会会員の中から会長が任命する。
- 3 事務局長の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

#### 【 運営事務局の所掌事務 】

第25条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第15条に規定する総会、第18条の理事会及び第20条の委員会の議事・進行に関する事項その他協議会が付託する事項

#### 第7章 補足

##### 【 経費 】

第26条 この協議会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

##### 【 寄付金等 】

第27条 協議会はサンゴ礁保全の推進のために、寄付金を得ることができる。

- 2 寄付金の使途については、第15条に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

##### 【 会計年度 】

第28条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

##### 【 運営細則 】

第29条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第14条に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。

##### 【 残余財産の帰属 】

第30条 この協議会が解散したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

#### 附則

この規約は、平成20年6月28日から施行する。

この規約は、平成20年12月13日から施行する。

この規約は、平成21年6月14日から施行する。

この規約は、平成23年6月18日から施行する。

この規約は、平成24年6月17日から施行する。

この規約は、平成25年6月16日から施行する。

この規約は、平成26年7月6日から施行する。

この規約は、平成28年7月2日から施行する。

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会運営要綱

### (目的)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」という）規約第18条に規定する理事会の運営に必要な事項を取り決めるものとする。

### (議決)

第2条 協議会規約第18条で定めた議決方法以外に別に定める細則により、メーリングリストでの議決を可能とする。

### (理事会の議決事項)

第3条 協議会規約第19条で定めた議決事項以外に本協議会の運営に必要と思われる事項について、議決することができる。

### (補足)

第4条 この要綱に定めるもののほか、理事会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定めることができる。

### 附則

この要綱は、平成21年5月13日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会メーリングリスト評決細則

- 第1条 会長は本協議会理事会メーリングリスト（以下「ML」）の議長を務める。
- 第2条 理事会の構成員は本協議会の運営に必要と思われる事項について、「提案・表決・意見」することができる。
- 2 構成員は、提案・表決・意見等の審議方法について件名で区別しなければならない。
  - 3 一つのメールで扱う提案は一件、又は関連性の強い提案内容にとどめる。
  - 4 発案日は、原則として月曜日とする。ただし、前もって行う場合などは、メールの件名に日付（メール発信後の最初の月曜日の日付）を記載するものとする。
- 第3条 提案の審議期間は、特に定めない場合は7日間とする。
- 第4条 別に決裁の方法を定めた事項がなく、起案から7日を以て提案について審議がないものは、議長がこれを決裁し評決に付すものとする。
- 第5条 提案が評決に付される場合は、理事会の構成員の3／5以上の賛成を持って可決とする。ただし、その場合は、理事会の構成員の過半数の表決を必要とする。
- 第6条 理事会の構成員は評決に際し、可否の表明を行う。可否の表明をせず、表決を議長又は他の理事に委任したい者はその旨を表明する。
- 第7条 期間中に意思の表明のない理事会構成員に対しては、表決を行う理事会構成員の総数に含めない。
- 第8条 事情により ML の閲覧や投稿ができなくなった理事会構成員は事務局へ電話等により速やかに連絡をする。
- 第9条 可否同数の場合は議長の決裁とする。

### 附則

この細則は平成23年12月19日から施行する。

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金等細則

### (目的)

第1条 この細則は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第27条に基づき、寄付金等の運営に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等をいう。

### (寄付金等の受け入れ)

第3条 企画委員会は、寄付の申請を審査し、受け入れについて適当であると認めたものについて、理事会において承認を得る。

### (受け入れの制限)

第4条 次の各号に該当する場合は、寄付金等を受け入れることができない。

- (1) 寄付金等により取得した財産を無償で譲渡する場合。
- (2) 寄付金等の使途について、寄付者が会計検査を行う場合。
- (3) 寄付金等の申し込み後、寄付者がその意志により寄付金の全部又は一部を取り消すことができる場合。
- (4) 寄付金等を受け入れることにより、協議会の業務又は財政に特段の負担又は支障があると認められる場合。

### (寄付金等の使途)

第5条 寄付金等は第6条の場合を除き、次の取り組みを支援するために活用する。

- (1) 協議会の運営
- (2) 総会で承認された活動計画
- (3) その他サンゴ礁の保全に関すること

### (使途の指定)

第6条 寄付者は自らの寄付金等の使途を協議会の趣旨の範囲内においてあらかじめ指定できる。

- 2 協議会は、寄付者の意思を尊重し、寄付金等を指定された使途に供するよう努めなくてはならない。
- 3 やむを得ず指定された使途に供することができないことが明らかになったとき又は3年以上供することができなかつたときは、寄付者の同意を得て前条各号の用に供するものとする。ただし、相当の努力にも拘わらず、寄付者に連絡が取れない場合は、理事会への報告を経て、寄付者の同意があつたものとみなす。

### (管理)

第7条 運営委員会は寄付金等を、適正に管理・運用する。

- 2 寄付金等に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第8条 集められた寄付金等は、定期総会にて収支報告し、寄付者から求められた場合、別途寄付者に報告する。

- 2 企画委員会は、寄付の受け入れを承認したとき、その旨を協議会のホームページ、ブログ又はその他の告知媒体に掲載して報告するものとする。ただし、寄付者が希望しなかったときはその限りではない。

#### 附則

この規約は、平成21年6月14日から施行する。

この規約は、平成23年12月18日から施行する。

